新居浜工業高等専門学校における学内規則の制定等に関する取扱い内規

平成 13 年４月 20 日内規第１号
最終改定　　令和７年２月17日

（趣旨）

第１条　新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学内規則の種類，制定等に関しては，他に別段の定めがあるもののほか，この内規の定めるところによる。

（種類）

第２条　学内規則は，学則，規則，規程，細則及び要項に分類する。

（学則）

第３条　学則は，新居浜工業高等専門学校学則とする。

２　学則は，校長が，運営会議の議を経て定める。

（規則）

第４条　規則は，本校の管理運営に関する重要事項について，校長が，運営会議の議を経て定めるものとする。

（規程）

第５条　規程は，学則若しくは規則又は法令等に基づき，校長が，運営会議の議を経て定めるものとする。

（細則）

第６条　細則は，学則，規則又は規程を実施するために、校長が定めるものとする。

（要項）

第７条　要項（要領，申合せ，内規等を含む。）は，規則，規程又は細則を実施するために，校長，事務部長又は課長が定めるものとする。

（雑則）

第８条　学内規則を制定，改正又は廃止しようとするときは，その案について，あらかじめ総務課と協議を行うものとする。

（周知）

第９条　学内規則を定めた場合は，適切な方法により，周知するものとする。

附　則

この内規は，平成 13 年４月 20 日から施行し，平成 13 年４月１日から適用する。

附　則

この内規は，令和７年４月１日から施行する。